

神戸市水道局遅延損害金事務取扱要綱

〔令和6年9月12日〕
〔管理者決裁〕

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市水道条例施行規程（以下「規程」という。）第6条の2に規定する神戸市水道条例第12条により算定された料金（以下「水道料金」という。）の遅延損害金の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（遅延損害金の減免等）

第2条 規程第6条の2第6項の規定による遅延損害金の減額又は免除については、その申請があった場合において、次項のいずれかに該当し、管理者がやむを得ないと認める事情があるときに限り、減額又は免除することができる。

（1）災害・盗難

使用者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は資産を盗まれたとき

（2）疾病・死亡

使用者若しくは同居の親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し生活が逼迫していると認められるとき

（3）失業

使用者が失業し、生活が困難であると認められるとき

（4）事業損失

使用者がその事業又は業務について甚大な損失を生じたとき

（5）事業の休廃止

使用者がその事業若しくは業務を休止し、又は廃止したとき

（6）生活困窮

使用者が低所得の状態が継続しており、生活が逼迫していると認められるとき

（7）生活扶助

使用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けているとき

（8）賦課の事実の不知

使用者の責めに帰さない事由により賦課の事実又は督促状送達の実事を知ることができない場合であって、送達場所に納入する者がいないため納入ができなかったとき

（9）身体の拘束

法令等により使用者が身体に拘束を受け、納付ができなかったとき

（10）納付誓約

管理者が水道料金の支払いにかかる納付誓約を認めたとき。ただし、定められた納期限内に使用者が料金を支払わなかった場合は、この限りでない。

(11) その他 前各号の他に、管理者が特に必要があると認める場合

(遅延損害金減免等の申請)

第3条 前条の規定により遅延損害金の減額又は免除を受けようとする者は、次号を記載した申請書に、減額又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が、当該申請書の提出又は証明のための書類の添付について、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用者の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該遅延損害金に係る水道料金の年度、期分
- (3) 減額又は免除を受けようとする理由
- (4) 前3号のほか、必要な事項

2 前項の「減額又は免除を受けようとする事由を証明する書類」とは、次の各号のいずれかの書類をいう。

- (1) 退職証明等の退職の事実及び退職日が確認できる書類
- (2) 給与証明等の収入状況が確認できる書類
- (3) 罹災証明書
- (4) その他 申請事由を証明する書類

3 申請の期限は、遅延損害金確定後の翌日から起算して90日以内とする。ただし、上記の期限を経過した後に申請があった場合において、事情がやむを得ないと認められるときはこの限りでない。

4 減免等の申請をする者が減免等の申請事項の証明等について、非協力的又は消極的であるため事実の確認が困難であるときは、管理者は、申請を却下することができる。

5 同規定により、申請書又は証拠のための書類の添付の必要がないときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 下水道使用料にかかる延滞金の減額又は免除を受けたとき
- (2) 前条第1項第10号に該当するとき
- (3) その他 管理者が特に必要がないと認めたとき

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。